

【特集】

金子宏先生の思い出 —金子宏東大名譽教授 追悼特集—

- 1—金子宏先生との学問的交流●村井正
- 2—金子宏先生に導かれて●神野直彦
- 3—金子宏先生を偲ぶ●玉國文敏
- 4—金子宏先生の思い出●水野忠恒
- 5—金子宏先生の思い出●岩崎政明
- 6—国際課税とシャウプ勧告—思い出と感謝●藤井保憲
- 7—金子宏教授の思い出●神津信一
- 8—金子宏先生と故郷，上田●金子元昭

金子宏先生との 学問的交流

村井 正 ● 関西大学名誉教授

I はじめに

先生は、晩年まで租税法の未解決の難問に挑戦し、追求し続けた文字通りの学究の人であった。例えば現物配当を損益取引と資本等取引の混合取引と構成する晩年の論文がそうである。先生の混合取引論が公表される前にドイツ人が似たような論文を書いていたのを思い出し、ひょっとしたら先生と同趣旨のものかもしれないので、できるだけ早く紹介したい旨申し上げたところ、先生は、大変関心を示され、できるだけ早く公表するように慫慂されたにもかかわらず、存命中にこれを果たせなかったのは残念というほかない。

本稿では先生と長らく時空を共有した者の一人として思い出の一端を記すことにしたい。

II 先生との出会いと交流

(1) 租税法学会創設の前夜

先生との出会いは、私のドイツ遊学から帰国直後の1960年代の頃であったかと思う。

その頃京都に税法学会があり、そこで先生にお会いする機会があったのだが、当時先生も私もその学会をそれなりのリスペクトはし

つつも何かちょっと違うなという「漠然としたモヤモヤ感」があったことは事実である。そうでないと租税法学会は生まれていない。

1960年代はドイツも日本も学生運動の渦中にあり、本郷キャンパスも騒然としており、友人の一人も安田講堂に立て籠っていた。そうしたある種の危機感の漂う本郷キャンパスに、「モヤモヤ」の閉そく感から脱却する方向を見定めるため、まだ助教授であった先生の研究室を訪ねたのが、実質的には最初の出会いであった。生協でガリ版刷りの先生の租税法講義録を求め、暗中模索の租税法について、一筋の光明を見出すべく教を乞うた訪問であった。先生も私もまだ若かった。当時は純粹培養の租税法学者は、数えるほどしかおらず、大蔵官僚がこの世界でも圧倒的に支配していた。なかなか学者の食い込む余地はなく、特に租税実体法がそうであった。数少ない租税法学者なのだから、同志として前進するしかない、そのためには、手薄な実体法に注力すべきだという点で共通認識をもったように思う。そして先生はアメリカ法、私はドイツ法をそれぞれ中心にやりましょうということになった。

その後発起人の一人として租税法学会創立に協力申し上げたのは勿論である。1972年租税法学会の創立総会で選出された20名の理事のうち、現存者は私のみという現実を知り、

時の流れに驚くばかりである。当時の会員は、租税法を行政法各論と位置づける行政法学者が大部分を占め、租税手続法の分野に偏する傾向が強く、先生もこれを大変心配されていた。当時の我が国の法学界はそれまでのドイツ概念法学中心に対する反省が求められ、租税法の分野では、シャープ勧告もあり、旧来の大陸法思考から民主主義を基底とするアメリカ法へのモデルチェンジが要請されていたように思う。京都の税法学会は、中川一郎を中心に運営され、しかもドイツ法の翻訳と紹介が主流であり、アメリカ法へのモデルチェンジへの意欲は稀薄であった。これに対して先生は自覚的に先進的なアメリカ租税法の制度と理論に取り組み、次々とその受容に努められた。先生のアメリカ租税法研究には、基底とする法の支配と民主主義に対する深い洞察があったことはいままでもない。それまで大陸法を受容し続けてきた当時の我が国の土壌に、これと大きく異なるアメリカ法を移植することは困難を極めたものと思われる。その意味では先生のアメリカ法研究には、明確な目的意識と使命感があり、丹念な検証には、驚嘆する。税の世界を変えたいという強い使命感が漲っていたとあってよからう。先生のこうした意図はその後も脈々と受け継がれ、今日を迎えている。

先生の運営方針はあくまでもフェアであった。先生はZeitgebundenheitということ常を念頭におかれていた。どのような議論もその時代の制約から免れることはできず、時代に影響されるとの含意であろう。例えば借用概念であれば、当時の行政の実質主義の風潮に危機感をもたれ、それに対する歯止めの意味を強くこめて統一説を展開された。

先生は常に日本と世界を視野に租税法を位置づけられ、ひろく世界の税の専門家との交流に学会を開放された。大蔵省の海外識者招聘制度は学会に資するところ大であった。

学会ができる前にも、先生はひろく東西の交流を考えられた。「租税特別措置法の研究」を科研費で組織され、東京からは先生、碓井光明、西山忠範が、関西からは清永敬次、浅沼潤三郎、村井がこれに参加し、お陰で自身も公害課税についてまとめることができた。

(2) 金子記念日独シンポ

ミュンヘン大学のKlaus Vogel教授が長期間日本に滞在された際に先生は横浜国立大学を中心にその受け入れに尽力された。フォーゲル教授は、これに深く感謝され、今度はミュンヘン郊外で2日間にわたり「租税法の解釈適用と移転価格」をテーマとした金子記念日独シンポジウムを主催された。両国にニュートラルな英語を使った試みであり、課題もいろいろあったが、当時は国境を越えた国際交流としては画期的な試みであったと思う。それにしてもその頃は、明治学院や関西大学、慶應義塾等と租税法域でも国際的なシンポが多く開催されたところ、それらは先生のリーダーシップによるところが大きい。後進法律学である租税法はそれだけ貪欲であったということであろうか。

(3) Uelner, Wöheとの財経詳報・座談会

大蔵大臣の海外識者招聘制度により1978年に西ドイツがインピュテーション方式を導入した立役者のGünter WöheとAdalbert Uelnerの二人が招かれた。この二人に先生と主税局課長と私が加わり、インピュテーション方式について座談会をもった。この西ドイツ方式はドイツ流の完璧主義により完全統合が図られたものであったところ、ドイツ側の説明を聞いた主税局の課長がこの導入初年度は税収減になるのは解せないと発言したのに対し、すかさず先生は、完全統合を実現せんとするドイツのインピュテーション方式に深い理解を示され、敬意を表された。この時の

ことは今でも鮮明に覚えている。圧倒的な大蔵省支配の時代に毅然とした態度をとられた先生に若かりし私には「学者はかくあるべし」と深い感銘を受けたことはいうまでもない。

(4) 大阪での至福のひとつ

あるとき、文部省の在外研究でドイツにも一度行ってみたいので、ドイツの大学など研究機関のことで相談したいと来阪されたことがあった。先生は新阪急ホテルに一泊され、ゆっくり時間をとられた。ホテルの地下で寿司をつまみ、ビールを飲みながら過ごした一夕は忘れることができない至福の時間であった。先生と東京でお会いするときは、いつでも学士会館でスイーツをいただくのが常であったが、この時はビールであった。先生はすっかりくつろがれ、大変アットホームな雰囲気での時間を過ごすことができた。話はドイツの事情が中心であったが、当時公表されたばかりの一段階説に関する法協百周年論文についても意見の交換をすることができた。現行法の立法論なら理解できるが、解釈論なら私は理解できない、と忌憚のない私見を申し上げたところ、先生は、解釈論としても理解していただければありがたいのだと答えられた。先生との忘れられない至福のひとつであった。

(5) 関西大学と先生

関西大学へは学会開催を含め先生には少なくとも6回は来学していただいた。

関西大学では、できたばかりの関西大学法学研究所を拠点に2つの租税法シンポを開催し、先生に基調報告をお願いした。1回目が1994年の「国際租税秩序の構築」シンポであり、2回目が2000年の「20世紀の税制改革—21世紀への提言をめぐって」(村井・中里主催)に関するシンポであった。

前者では、先生は2日目の「移転価格の紛争解決方式のあり方」の基調報告を日本の視

点から報告された。先生は、報告者のVogel, Peterson, Sassの見解にも目配りをされながら、率直な意見を開陳された。

後者は、先生をはじめ世界的な豪華キャストをそろえながら、準備の不行き届きからプロシーディングとして記録することができなかったことは、主催者の一人として申し訳ない気持ちでいっぱいである。先生の報告は、シャープ勧告に関するものであった。

大学院で租税法専攻の院生がはじめて博士論文を提出するので、Doktorvaterの一人になっていただいた。本人はお陰で現在租税法学者として活躍している。

III 先生の学問について

先生の『租税法』(弘文堂)は、Tipke/Lang, Steuerrechtと比肩できる卓越した包括的体系書である。私がケルンに滞在していた1978年はTipkeのテキストは4版が出た頃であり、先生の初版が出てから数年がたった頃であった。先生のテキストは、判例法を尊重した内容だが、その体系はむしろドイツ法の構成と変わらない。Tipke/Langがケルン学派の共同執筆であるのに対し、先生のは24版は別として、約半世紀の間一人で執筆され続けられたのはすごい。

以下ランダムに先生の業績の一部について思いついたことを記す。

(1) 借用概念論—実質主義への polemique

我が国で最初に借用概念、固有概念をいいはじめたのは、おそらく先生であろう。それ以前の大蔵省オールマイティー時代には、借用概念論はなかった。自分の首をしめることをするはずがないからである。先生は、これを当時の標準書であるKruseを参考にしたことは明らかである。但しなぜだかわからない

た。二段階説では、対価相当額との差額が「資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」(37条7項)に該当する場合は寄附金に算入するところ、移転価格税制では、「寄附金の額のうち当該法人に係る国外関連者に対するもの」及び「国外関連取引の対価の額と……独立企業間価格との差額」については、それぞれ「……損金の額に算入しない」(措置法66条の4第3項、4項)と一段階説が採用されたのである。しかし、先生の念願であった国内取引と国際取引の統一的処理は成就されなかった。

(3) 混合取引の法理の提案—現物配当

先生が最晩年に取り組みられたのが混合取引論である。

先生との遅れた約束の一部履行もこめて一応のコメントをする。損益取引と資本取引は企業会計上厳格に峻別されており、法人税法もこれに従う。本来利益配当は資本取引に含まれず、「等」に入る(22条5項)。現物配当は「利益又は剰余金の分配……」(5項)に該当し、同時にこれは「無償による資産の譲渡」(2項)にも該当する。先生は現物配当のこの二面性に着目され、これを混合取引と呼称された。先生の提唱の結果、その後法人税法22条の2第6項が新設された。

先生との約束は、現物配当に関するドイツ法の議論である。概要だけを記しておく(「はじめに」参照)。ドイツに再編法、再編税法が導入されたのは、1995年のことであり、会社分割、分割税制との関連で現物配当が活用されるようになった。現物分配に見られる損益と資本の二面性はドイツでも認識するものの、二面性に焦点をあて、これを理論化した最初の学者は、2004年のOrthである。これは先生の論文よりも6年前である。Orthによれば、現物分配の課税をGewinnermittlungとGewinnverwendungの二側面に分け、こ

れを分析する。前者が日本法の損益取引に相当し、後者が資本取引に相当する。前者の問題は、譲渡益課税の適用の是非の問題であり、後者の問題は、配当による法人税負担の変更(ausschüttungsbedingte Änderung der Körperschaftsteuerbelastung)が問われる。

Orthは、この問題を離脱原則(Entstreckung)、払い出し(Entnahme)、隠れた利益配当(verdeckte Gewinnausschüttung)等の視点から分析し、現物配当の課税上の特殊性は、その二重の効果(Doppelwirkung)にあるとする。法人にとり同一事象が利益計算(損益取引)と利益分配(資本取引)の意味を併せもち、出資者にとっては、現物配当は、出資収益であり、現物の取得を意味する。

先生が混合取引と呼称されたのが、Orthの二重の効果(Doppelwirkung)にほぼ相当するのではないかと思われる。その意味で先生の混合取引論は、Orth論文により相対化されたことになる。

IV さいごに

先生は、法協百周年論集で「おくれを立法のせいにするのは誤り」であり、その責は「学の未発達と後進性」にあると自戒のことばをわざわざ書き残されている。明治20年所得税法は歴史的には古いが、元老院による勅令でもあり、必ずしも民意を反映したものとはいえないとすれば、明治32年法を出発点とするのが正しい。それでも日本は世界的には相当古い租税立法の蓄積がある。しかし、日本の租税法の誕生は、他の法学に比べ後進であり、シャープ勧告以降のことである。先生自戒のことばからほぼ半世紀。大きな進化をとげたことは確かであるが、日本の租税法が世界をリードしているといえるか。今一度先生の自戒のことばを想起すべきではなからうか。

金子宏先生に導かれて

神野直彦 ● 東京大学・日本社会事業大学名誉教授

出会いの時

春なのに秋のような静寂な空気を頬で感じながら、私は金子宏先生の研究室の扉を叩いた。金子先生の声に導かれて研究室に足を運ぶと、優しく心を温めてくれる柔和な笑顔で、金子先生は私を迎えて下さったのである。

この金子先生と初めてお会いした時の柔和な笑顔は、私の脳裡を終生支配してしまうことになる。私は激動の「東大闘争」の最中に、東京大学経済学部で学び、1969年に卒業した。大学は混乱し、卒業は3月から6月に延期された。そのため私は、大学院に進学して、学問を続ける夢を諦め、自動車会社に就職する道を選んだのである。

学部学生の時代には、私は加藤三郎先生のもとで財政学を専攻していた。財政学を専攻していた私が、自動車会社に就職したのは、畏敬する隅谷三喜男先生と同じ生き方をしたいと願ったからである。隅谷先生は五味川純平の『人間の条件』の主人公・梶のモデルである。隅谷先生は満州の昭和製鋼所に就職し、労働の現場で労務管理に従事した後に、学問の世界に戻られている。

私も社会科学を学ぶ者として労働の現場で、労務管理に従事した後に学問の世界に戻

ることを夢見た。自動車産業に就職することにしたのは、昭和40年代になると、労務管理の中心が石炭産業から自動車産業へと移っていたからである。

とはいえ、学問に寄せる想いが断ち難く、加藤三郎先生を訪ねると、「学ぶということとは遅いということはない」、「東大闘争」の混乱も落ち着いたので、大学院に戻ることを勧められた。私が1976年に東京大学大学院経済学研究科に入ると、加藤先生からお二人の先生に師事するように命じられた。お一人は武蔵大学から東京大学に移られた佐藤進先生である。私は加藤先生と佐藤先生という先達に道案内をされ、おおよそ財政学の読むべき古典を読破するという幸せに恵まれたのである。

加藤先生から師事するように勧められた、もう一人は東京大学大学院法学政治学研究科の金子宏先生である。「境界線的人格 (borderline character)」をもつ財政学を学ぼうとすれば、租税法を学んでおく必要があるからである。

師事するにしても、金子先生は法学政治学研究科の教授で、経済学研究科とは研究科が相違する。そのため師事を仰ぐには、金子先生に許しを請わなければならない。それが冒頭に紹介した、私と金子先生との最初の出会である。その出会い以来、学問というより

も、私の人生は、金子先生の温かさに包まれて導かれていくことになったのである。

金子先生の租税法の演習には、後に東京大学教授となられ、税制調査会の会長も務められることになる中里実先生、横浜国立大学教授になられる岩崎政明先生、それに私の三名が参加していた。演習はアメリカの判例集を読み、金子先生の指導を仰ぎながら、討議するという形式で進められた。もちろん、租税法の門外漢である私は、そうした議論を聴講するだけの「学びの人」に徹するしかない。しかし、金子先生は私のような者にも、財政学の研究者として成長できるように、演習の運営でも最大限の配慮をして下さったのである。

金子先生は私に、個人研究を演習で定期的な発表する機会を創って下さり、私の研究の進捗状況をチェックして下さった。私は日本における現代税制の形成過程を探究したいとの意志を固めていたけれども、どこからスタートするかについて迷っていた。私は1940年の抜本的税制改革に先立って、1936年の二・二六事件直後に構想された「馬場税制改革案」に焦点を絞ることにした。このように研究テーマを絞るにあたって、金子先生が「このテーマは現代税制の形成にとって意義がある」と、背中を押して下さらなければ選択しなかったに違いない。

私は修士論文を「馬場税制改革案」としてまとめるにあたって、大蔵省主税局企画課が実施した『昭和十一年分 租税公課負担並家計費支出（含消費税）状況調』を発見して、階級別負担構造を分析した。その結果として収益税に依存していた戦前の日本税制は、中産階級に重い「変形S字型」になっていたけれども、「馬場税制改革案」はこうした負担構造を、「コールウィン報告（Report of the Committee on National Debt and Taxation）」が指摘するような中産階級に軽い「U

字型」にしようとする、現代税制を構想しようとしていたことを分析した。

この修士論文の要約「馬場税制改革案の形成過程」を金子先生は、租税法の研究にも意義のあることから、雑誌『ジュリスト』への掲載をお骨折りいただいた。こうして私の財政学研究の旅は、畏れ多くも金子先生の道案内で始まったのである。

付加価値税研究を導かれて

大学院は研究者を育てる苗床である。その苗床で私は、金子先生に愛情深く育てていただいた。金子先生からは自分が愛情を降り注いで育てた苗の生涯は、苗を育てた者が責任をもたなければならないという信念を感じ取ることができる。そうした金子先生の信念こそが、幾多の煌めく租税法研究者を世に送り出すことになったといつてよい。

金子先生は「書齋の人」である。私が先生の研究室を訪れると常に、堆く積まれた書物に埋もれ、学問の寂しさに耐えるかのように研究に励まれていた。とはいえ、金子先生は研究室を飛び出し、税制調査会を初め、多く審議会などに参加され、租税政策の形成過程で重要な役割を担われていたのである。

私は「書齋の人」にならざるをえなかった。というのも、私は10年も遅れて学問の世界に戻ったために、その遅れを取り戻さなければならなかったからである。金子先生は私の成長を心配され、租税政策の形成過程の現場を体験しながら、現実に生じている租税問題との緊張関係をもって、研究を進めていく必要があると考えられたようである。金子先生はご自分が座長を務める自治省府県税課の付加価値税の研究会に参加するようにと、私に指示されたからである。

この金子研究会では消費課税としての付加

価値税よりも、企業課税としての付加価値税を研究対象としていた。というのも、シャウプ勧告が意図した「地方自主財課としての付加価値税を道府県税に」という課題を念頭に置いていたからである。

ところが、1990年代には地方分権推進の動きが急速に強まっていく。国会が衆参両院で全会一致のもとに、地方分権の推進に関する決議をするのが、1993年のことである。

そのため金子研究会の研究テーマも変容していく。金子研究会では前述のように、企業課税としての付加価値税の地方税への導入を研究していたけれども、地方税としての消費型付加価値税を導入していくことへと研究課題が移っていくからである。

日本で消費型付加価値税、つまり「消費税」が導入されたのは、1989年のことである。しかし、この時には地方分権推進の動きが弱く、創設された「消費税」の20%が消費譲与税とするにとどまっていたのである。

もちろん、消費譲与税はあくまでも移転財源となる。そこで、この移転財源たる消費譲与税を、地方分権推進の意図のもとに、自主財源たる地方消費税に改めることが求められたのである。

しかし、消費型付加価値税は仕向地原則 (the destination principle) で課税されるため、地方税として設定することは不可能ではないかとの反対論がある。ところが、時恰もヨーロッパでは市場統合にともない、共同市場の域内では原産地原則 (the origin principle) へ移行することとし、クリアリング・ハウス制度つまり清算制度を導入することにしていた。そうしたことを念頭に置きながら、金子研究会では地方消費税創設の道を研究していたのである。

税制調査会に地方消費税を含む地方税財源問題を論議する「地方税財源問題ワーキング・グループ」が設けられることになると、私は

そこに専門委員として参加した。結果として地方消費税は、1994年の「抜本的税制改正」で創設されることになったのである。

資産税研究への導き

金子宏先生が私を導いていく背後には、「シャウプ勧告」への先生の強い想いを感じざるをえない。自治省の付加価値税の研究会への参加も結局、実施に移されることなく終わった「シャウプ勧告」の付加価値税の導入勧告にかかわっていた。私が大学院を巣立つと金子先生から相続税・贈与税、さらに富裕税という資産税に関する研究が指示されるけれども、それも「シャウプ勧告」にもとづく税制改革で実現しながら、日本の独立とともに、早期に廃止されてしまったからである。

金子先生は「シャウプ勧告」にもとづいて、東京大学に租税法の調査が創設されたことを、しばしば私に話されていた。しかし、それを超える租税理念上の共感があったように、私には思われる。

金子先生は私に、現在の情報技術の発展を考えれば、税務行政上の困難を理由に廃止された、シャウプ勧告が勧告した累積統合課税の「取得税」を復活させることができるのではないかと問われた。「シャウプ勧告」は不当な富の集中排除という課税目的を前面に打ち出し、遺産分割促進効果をもつ相続税タイプを選択するとともに、富の集中排除を減殺させてしまう生前贈与というループホールを塞ぐため、累積統合課税を備えた「取得税」を勧告していた。

しかし、1953年の税制改正で「取得税」は廃止されてしまう。1974年にイギリスで、遺産税タイプを維持したまま、生前贈与を累積課税する資本移転税が導入される。さらにアイルランドが遺産税を廃止し、相続税タイプ

で生前贈与を累積課税する資本取得税を、1975年に創設している。

とはいえ、1972年にカナダが、1977年にオーストラリアが資産移転税を廃止している。つまり、資産移転税を巡って、市場経済修正的租税政策と、市場経済促進的租税政策とがせめぎあっていたのである。

こうした状況のもとで、金子先生は私に「シャープ勧告」の資産課税について研究するように指示された。その成果を私は、「シャープ勧告における資産課税—相続税・贈与税を中心に」（『租税法研究』第12号、1984年10月）としてまとめている。このように金子先生が私に研究するよう導いた「取得税」にしる、さらには「富裕税」にしる、「シャープ勧告」の包括的所得概念にもとづく所得税の補完税だといってよい。しかし、それは富の集中排除という課税目的を担っていたことも忘れてはならない。

「シャープ勧告」は「およそ、その名に値するだけの累進税制ならば、経済組織の支配権を少数の富者の手中に集中させる恐れのある膨大な富の集中を、有効に阻止するそなえがなくてはならない」として、富裕税の導入を勧告している。敢えて繰り返すと、「シャープ勧告」は「相続課税の主たる目的の一つは、根本において、不当な富の集中蓄積を阻止し、合わせて国庫に寄与せしめるにある」としている。このように「シャープ勧告」は市場経済修正的租税思想にもとづいて、富の集中排除を課税目的として、資産課税を構想していたといってよい。こうした資産税の課税目的は現在、世界が求めている喫緊の租税政策の課題だと考えられる。

生に導かれて、所得税から付加価値税、さらには資産税と、租税の森を体系的に研究することができた。付加価値税、資産税に続いて私は、金子先生から所得税の所得概念を研究するように指示される。それを私は「所得概念論」（金子宏編著『所得税の理論と課題』21世紀を支える税制の論理第2巻、税務経理協会、1996年初版）としてまとめている。つまり、金子先生は租税の森の全体像を把握できるように私を導いて下さったのである。

学問に限らず金子先生に導かれる機会に、私は思わぬことから恵まれていく。先生のご活躍の舞台は、日本では狭すぎたために、海外に頻繁にお出かけになられた。そのため「9.11」にも巻き込まれてしまう。つまり、2001年9月11日、アメリカで航空機を利用したテロが起きた時に、先生はフロリダにいらした。窮地に陥った先生を救い、帰国の手配をされたのは、自治省で府県税課長を務められた石田直裕氏である。それを奇縁として、石田氏は金子先生と私と三人で食事を共にする機会を、3ヶ月に一度ほど設けて下さった。そのため食事を共にしながら、先生に導かれるという至福の時を、先生の外出が思うにまかせることができなくなるまで、もち続けることができたのである。

しかし、私を導いて下さった金子先生は、天に召されてしまった。気がついてみると、先生に導かれた私の「生」も、先生のご恩に報いることなく、終わりを告げようとしている。

先生には至らない私をお許し下さることを願い、ただただ心からなる敬意と感謝を捧げるばかりである。金子先生本当にありがとうございました。

限りない感謝を込めて

ご冥福を祈りながら顧みると、私は金子先

金子宏先生を偲ぶ

玉國文敏 ● 東亜大学大学院教授

金子宏先生には、私が租税法の学習に足を踏み出した第一歩の時から、公私ともに大変お世話になりました。ここでは、金子先生とのお付き合いで頭に浮かんだ出来事をアット・ランダムに書き記すことに致しますが、この度の「税研」の特集企画を通じて、私自身にとっても、金子先生を偲び、金子先生と租税法研究との関わり合いを思い出す縁（よすが）となりますことを願っています。

金子先生との出会い

私が、金子先生にお目にかかったのは、大学院の修士課程一年目の秋（1969年）でした。指導教授であった綿貫芳源先生（当時は東京教育大学教授）に紹介していただき、東大法学部研究室内のゼミ室に伺ったのが最初でした。金子先生のお名前は、存じ上げておりましたが、公法学会のご報告やご論文から知る限りでは、行政法（とくに公務員法）がご専門だという認識しかありませんでした。綿貫先生からは、「金子先生が東大の大学院で租税法の演習を担当されるに当たって、受講生が一人（当時東大大学院生であった碓井光明・東大名誉教授）だけでももったいないので、君も参加させてもらいなさい。」と言われたのを覚えています。既に黄色くなっていた銀

杏の葉っぱの照り返しを受けて、当時はまだ38、9歳だった金子先生の若々しいお顔が、とても神々しく輝いて見えました。

この時、私と同様に、慶応大学大学院で金子芳雄先生の指導を受けられていた木村弘之亮・元慶応大学教授、明治大学大学院で和田英夫教授の指導を受けられていた水戸守巖（現・弁護士）の諸氏がそれぞれの指導教授から勧められて参加され、学部の講義や大学院の演習に出るようになりました。

翌年春のゼミからは、当時は東大の助手でいらした小早川光郎、江頭憲治郎、舟田正之、大塚龍児という各分野でその後の法学界をリードされる先生方が参加され、年代があまり変わらない研究者の卵同士、一層楽しく活発な議論が交わされるようになりました。ちなみに当初のゼミで使われたテキストは、Boris I. Bittker教授が編集・著作をした米国連邦所得税法のケース・ブックであったと記憶しています。

学部でのご講義

東大において学部生を対象とする「租税法」の講義は、四年次生以上を対象として冬学期に開講されておりました。それまで租税法を学んだことがない私の場合は、とても貴重な

機会として、大学院の博士課程を終えるまでの5年間、先生のご了承を得て、冬学期ごとに租税法のご講義も聴講させていただきました。印象的だったのは、毎年、いつも大教室に一杯の受講生が押し寄せていたことです。受験系雑誌の企画で、東大法学部の定期試験の問題が特集されたことがありましたが、その雑誌で見た金子先生が出題された租税法の試験問題は、不当利得返還請求事件など、当時の著名な租税法判決5例について、判決の概要の説明と共に、コメントを求めるという内容で、問題の質やレベルの高さと分量の多さ、それに対応する東大生諸君の能力の高さには、心から感心しました。

私が金子先生のご講義を聴講していた当時は、未だ金子先生の教科書『租税法』（弘文堂）は出版されておらず、東大出版会で印刷されていた白表紙の「租税法」プリント資料が貴重な拠り所でした。私個人としては、金子先生のご講義の中でも、租税法と経済学との接点とも言うべき所得課税論にとくに新鮮さと興味を覚えました。先生のご講義は、租税法の全般に及び、毎年、最後の租税処罰法まですべてを話し終えて講義を締めくくられていました。その後、私自身が教壇に立ち実際に租税法を講義することになりましたが、短い期間にそこまでの内容を講義するなんてことはとてもできるわけがありません。先生のご講義が如何に周到に準備されていたのかを知ることになりました。1976年になって、金子先生は、弘文堂から『租税法』の教科書を出版されました⁽¹⁾が、そのずっと以前から、金子先生が既にしっかりとした租税法の体系を自分の中でもたれていたことは確かだと思います。

金子先生は、東大をご退官後、横浜国立大

学大学院や学習院大学などの教授を経て、晩年には東亜大学大学院の教授として、スクーリングや論文指導などを担当されました。

講義に際しての金子先生のご準備の良さは、東亜大学で学生指導用に作成したビデオ講義においても如実に表れています。そこで収録されている先生のご講義は、極めてきちんと内容が吟味された構成となっており、受講生諸君に租税法理論を易しく語りかけると共に、過不足なく租税法の神髄を説明する内容となっていました。

さらに、年に数回行われる東亜大学のスクーリングの場で印象的だったのは、金子先生は、常に教室の一番前の、時には発表をする学生の真ん前の席にお座りになり、学生諸君の報告を一言残らず聞き漏らすまいとされていたことです（大先生に目の前に座られた学生諸君の気持ちを思うと、ちょっと気の毒な気もしますが…）。東亜大学の大学院生は、将来の税理士を目指して修士論文作成の指導を受けに来る方がほとんどですが、金子先生は、そういう方達に対しても、「あなた方は大学院生なのだから、あなた方が書く修士論文は、アカデミックで学問的価値のある内容でなければなりません。」と諭されるのが常でした。

租税法研究の基盤

研究会活動を通じての金子宏先生のご貢献については、既に先生の還暦あるいは古稀記念論文集などでご紹介されているところですが、私自身が経験した先生の研究会での様子などを紹介させていただきます。

昨年（2024年）の12月までで958回の開催

(1) 『租税法』（弘文堂）の初版は、1976年5月に発行されている。

を数えます「租税判例研究会」は、昭和44年(1969年)10月に発足したとのこと⁽²⁾。私が金子先生にお目にかかったのは銀杏が色づく頃で、残念ながら、第一回の租税判例研究会には間に合わず、第二回の研究会から参加致しました。その時初めて法務省で開催されました研究会に出ましたが、その当時は日本税法学会の諸先生にも開催通知が送られていたらしく、中川一郎先生や清永敬次先生の名札なども用意されており、法務省の係の人達にある種の緊張感があったことは、門外漢の私にとっても、とても印象的でした。租税判例研究会は、最初は毎月2回、1回に2名ずつの報告者で開催され、後に1回1件ずつの報告判決に変更されました。金子先生は、300回くらいまで(?)は、毎回必ず出席されて、司会の役を務められていました。会場の関係で法務省が使えず、東大や霞が関ビルなどで開催するなど、不安定な開催事情も影響して、出席者が激減した時期もありましたが、海外ご出張の時期を除くと、800回前後の研究会までは、金子先生の出席率は100%に近い数値であったと思います。東大を退官される前ですが、法学部研究室の先生のお部屋をお訪ねすると、書棚の2段位を使って、第一回からの租税判例研究会の資料が案内状を含め、きちんとファイルされており、その几帳面さに圧倒される思いを抱いたものです(先生のことですから、きっと最後まで研究会の資料をきちんと整理し、保存されていたのではないのでしょうか。)

コロナ感染症との影響で最近はりモート開催になっていますが、対面で行われた租税判例研究会での先生の最後のご報告は、時効取

得をめぐる課税時期の問題であったかと思います。レジメなどの資料配付をされずに「クラシカルな形で」なされたご報告は、参加者の心を引きつける、「さすがは」と思わせる内容でした。

若手の研究者にとって、とても貴重な機会を与えて下さった租税法研究会が、いつ頃から始まったのか、私の記憶は定かではありません⁽³⁾。先生の喜寿記念で編集された『租税法の基本問題』(2007・有斐閣)のあとがきには「1975年当時の『租税法研究会』のメンバーは、数名を数えるのみ」と記述されていますが、当初のゼミに参加した4人(碓井、木村、水戸守、玉國)に、立教大学に奉職されていた畠山武道・北大名誉教授、当時は助手の水野忠恒・一橋大名誉教授なども参加されて、金子先生のお声掛かりで発足したことは確かです。会場は、東大の法学部研究室の他、本郷の学士会館などを使い、その時の事情で中断することもありましたが、近年まで原則として月1回のペースで開催されていました。司会は、当初は金子先生、その後、中里実先生に引き継がれましたが、コロナ感染症の流行との関係で中止を余儀なくされるまでは、金子先生もほとんど毎回ご出席されていました。

前述のように、金子先生が弘文堂から『租税法』の初版を出版されたのは、1976年(昭和51年)のことですが、金子先生の米国在外出張との関係で、畠山、碓井の両先生と共に、同書の校正を任されました。その時は、大事な書物の校正を任されたことの緊張感を味わうと共に、引用文献や判決、法規定の原本に照らし合わせ、確認しながら作業を進めると

(2) 租税判例研究会の「租税判例研究(第1回)」に先立つ「租税判例研究開始にあたって」ジュリスト442号156頁(1970年)。

(3) 同会報告のジュリスト掲載は、碓井光明教授の「更正の請求についての若干の考察」ジュリスト677号64頁以下(1978年)に始まる。

いう校正の基本的作業を通じて、とても良い勉強をさせていただきました。

その他、昭和47年の租税法学会立ち上げに際して、当時は未だ大学院生であった碓井先生と私が、設立準備委員会や創立総会に向けて先生方への手紙の宛名書きをしたことなどは、今振り返ると楽しい思い出となっています。

神様からの電話と先生のご指導

以前に日本経済新聞の「交友抄」の欄で、弁護士の方田洋氏が、「神様からの電話」と題して金子先生からのお電話で東大助手への就職を勧められた話を書かれていましたが、私どもが大学院生の頃から、ご用がある時や、論文に関する確認やアドバイスをされる時など、しばしば自宅まで先生からのお電話を頂戴することがありました。先生との長いお付き合いの間、私どもが知る限り、先生は、メールを使われませんでしたので、先生との通信手段は、主に電話に依りました。それについても、先生からのお電話は、若輩者の私などには大変恐れ多く、大分時間が経って慣れるまでの間は、「もしもし、金子です。」という先生の優しい呼びかけのお声を聴くと、途端に、緊張感が身体中に走ったものです。

金子先生のご指導を受けて、とても印象的でしたのは、誰に対しても、分け隔てなく面倒をよく見て下さるということでした。私の場合、ジュリストに初めて発表した原稿は、租税判例研究会で報告した「徴税トラの巻事件」に関する論稿⁽⁴⁾でしたが、金子先生に原稿をお見せすると、全体が鉛筆書きで真っ

黒になるほど、疑問点や修正箇所、注意事項などをご指摘下さった原稿が戻ってきました。そのようなやりとりを3回ほど繰り返して、先生のOKを頂きましたが、私のように直接の教え子でない者の原稿にまで丁寧に目を通し、何度もご指導下さった先生のご配慮には、ほとほと感じ入りました。

金子先生のご指導のご熱心さ、丁寧さについては、定評があるところで、東亜大の大学院生に対しても先生の方から直接お電話をかけられて、論文の指導をなさったというような、ちょっと伝説じみた話も伝わっています。

あだ名は「殿下」

若い頃の金子先生は、現在の上皇陛下が若くて、まだ皇太子殿下だった頃のお顔に似ていらしたことや、誰に対しても丁寧に優しいお言葉使いをすることなどから、先輩・同僚の先生方から、「殿下」というあだ名を付けられていました。先生がパチンコ球遊器事件に触れて講義をされる時などは、日頃、とても真面目な先生がパチンコ台の話をするという意外さから、学生諸君の間でざわめきが起こるほどでしたので、その先生が周りの先生方からそういういじられ方をされるのが、とても微笑ましく感じられました。

相撲見物

先生ご自身がスポーツをなさったという話はとくに聞いておりません。でも、金子先生がお相撲をお好きだったのは、確かだと思い

(4) 拙稿「徴税資料の秘匿と国家公務員法100条1項の『秘密』の意義——いわゆる徴税トラの巻事件差戻後の第二審判決」ジュリスト569号128頁以下(1974年)。

ます。先生には、相撲のチケットを入手する特別なルートがあったようで、何時の頃からか、東京で大相撲の本場所が開催される時には、時にお声をかけて下さり、お供をすることがありました。先生との待ち合わせは大体決まっています、総武線秋葉原駅のホームで、十両の取組に間に合うよう午後2時半頃にお会いすることになっていました。先生のお宅からだ、飯田橋あたりの方がご都合が宜しいのでしょうか、新宿方面から行く私の便宜を考えて下さったのかなとも思います。国技館での座席は1階席中段あたりの4人掛けの柵席が多かったのですが、私の体格を気にされてでしょうか、4人掛けの席に二人でゆったりと座り、観戦するのが常でした。時には、テレビに映りやすい席に座っていた時もあり、テレビ観戦をしていた家人から、放送を

通じて二人の様子を何度も見たと告げられたこともあります。一度、先生に「先生がお好きなお相撲さんは？」とお尋ねしたことがありますが、その時には、「安美錦です。」というのが先生のお答えでした。体格的には優れた方ではないけど、小気味の良い相撲を取るのが先生のお気に入りの理由のようでした。

金子先生には、就職や在外研究などに際しても、何かとお世話になりました。ミュンヘン大学のフォーゲル先生やハーバード大学のオールドマン先生など、金子先生がご紹介して下さいった海外の著名な先生方との交流なども、とても貴重で楽しい思い出となっています。その他、先生の思い出を語ると誠にきりがありませんが、先生のご冥福を祈りつつ、このあたりで筆を措きます。合掌。

水野忠恒●一橋大学名誉教授

I

「金子宏先生の思い出」について、追悼特集号の執筆依頼をいただき、様々の思い出がめぐってきた。やはり、2年前に戻り、しみじみと思う。こういう執筆をした経験がなく、しかも、あまりにたくさんの思い出があり、とまどうことが少なくないが、思い出すままに書かせていただくこととした。やや文語体ではじめたものの、どうも難しく、やはり、先生なので、ですますの口語体にしたりを繰り返し、結局、このような文体で進めさせていただいた。

なによりも、東京大学を定年退職され、だいぶ、リラックスされながら、「今の大学の学生は、ゼミの授業中に、俺、俺、と話すのですよ。」と苦情を話しておられ、極めて上品な雰囲気を持った先生であった。

金子先生に初めてお会いしたのは、就職の話で、面会させていただいたため、東京大学法学部の研究室へうかがったときであった。そこで、金子先生に質問させていただいた。今、思うと、懐かしいことであるが、当時の研究室には、来訪者が必ず立ち寄りなければならない受付があり、一般の大学生が、法学部教授の研究室を訪問する機会はほとんどなく、

極めて遠い存在であった。そういう中、金子先生は、すでに授業では存じあげていたものの、遠い存在で、まだ、40代半ばでおられたが、たいへんな権威であった。それにもかかわらず、お目にかかると、金子先生は、たいへん温厚な紳士であった。そのおり、内閣法制局の話などをうかがった。そのあと、また、先生の研究室を訪ねて、租税法について関心あるテーマなどをお話する機会をいただいた。上のような経緯の中で、大学の助手に採用していただくことになった。その当時の私の考え付いた研究テーマは、「租税法における信義誠実の原則」であり、今、それを振り返り、初学者にとって課題の選択の難しいことをつくづく感じる。

助手に採用されたとき、当時は、聞き慣れなかった「オフィスアワー」を設けてくださり、毎週水曜日に、先生の研究室にうかがってしどろもどろの問答をさせていただいたのをよく覚えている。どうも、先生には、無駄な時間を浪費していただいたと思う。助手の始めは、ドイツのHensel 'Steuerrecht' の原典とともに、Surrey&WarrenならびにBittkerのケースブックを購読する指導を受けた。後年まで、これらの書籍は、租税法における代表的文献であり、その当時に、このような指導を受けられたことは、やはり、租税法の先駆者であった金子先生の含蓄に寄る

ものであったと感ずる。現在では、一般的に考えられているものの、当時としては、先生のご指導をいただかなかつたならば、自分自身でとりつくために、相当、遠回りをしたと思う。

また、1978年に、金子先生は、アメリカ合衆国から、サリー教授を招待された。その後、私の助手2年目のとき、金子先生は、ハーバード・ロースクールに2度目の留学をされ、やはり、スタンレー・サリー教授とともに研究されたと記憶している。アメリカ合衆国から、アメリカのロースクールのケースブックを送ってくださったのをしみじみと思う。

II

東北大学に就職してから、思い出に残るのは、金子先生と、何度か、海外出張にご一緒したことである。

私が、先生にご推薦をいただきアメリカ合衆国に留学したおりに、先生が、国税庁の依頼を受けて、ハーバード・ロースクールのオールドマン教授を訪ねてお見えになったが、それ以降も、いろいろな機会に同席させていただいた。

古くは、金子先生が、IFA韓国支部のセミナーに招待されて、ソウルを訪問された時に、中里さんと、JALの飛行機からご一緒させていただいた。私は、韓国出張は、初めてであり、あまり、随同行の役割を果たせなかつたと恐縮しているが、ソウルの旧金浦空港に到着してから、先生の大学院生で教え子であった、韓国財務省から転身して弁護士をされていた崔さんの案内があり、IFA韓国支部でご講演をされた。先生が、移転価格税制について、日本語で話されたのを崔さんが翻訳された。その後、IFA韓国支部歓迎の夕食会にも、中里さんと同席させていただいた。いろいろと、

韓国の税務関係の方々と質疑をまじえて歓談され、いまさらながら、金子先生の知名度と人望の深さに感動したのをよく覚えている。翌日は、やはり、ソウルの弁護士で金子先生の大学院生であった方がソウルを案内してくださり、翌々日には、ソウル大学法学部の租税法の先生のお招きに預かった。到着から帰着まで、金子先生が熱烈な歓迎を受けられ、ご一緒させていただくことができ、その機会に恵まれたと感じる。

III

そのあと、金子先生と、国税庁の委託により、アメリカ合衆国の移転価格税制の研究調査を行うため、ワシントンD.C.や、ニューヨーク、ボストンへとご一緒させていただいた。ワシントンD.C.のアメリカ財務省や内国歳入庁におけるヒアリング調査において、金子先生は、かなり技術的で詳細な事項について、極めて真面目に突っ込んだ質疑を、アメリカの職員などとやりとりされていた。前日の夜間飛行のため、一睡もされていないのに、ひじょうに几帳面で熱心にされていたのには、びっくりした。この滞在では、ウォーターゲートホテルに滞在したが、ロビーで待ち合わせのたび、必ず、金子先生が、つねに先に待っておられるので、そのたびに、随同行の役割を果たせず、恥ずかしく存じあげた。そのロビーなどで、金子先生は、いつも、コーヒーでなく、アールグレイの紅茶を召し上がっていた。後日、奥様から、別に紅茶がお好みというより、コーヒーが得意ではないからとうかがった。

休みのおり、先生に随行してワシントンD.C.のナショナル・ギャラリーに行ったが、そこで、金子先生が、ルノワールやシスレーなどの印象派の作品の中で、私の知らない画家の作品について話をされた。小磯良平画伯

の指導を受け東京芸術大学を卒業された奥様とともに、金子先生が絵画についても造詣が深いと、やはり、つくづく感心した。

また、そのあと、ボストンにおいて、ハーバード・ロースクールにご一緒したとき、ハーバードスクエアのJ.Pressのショーウィンドウを眺めて、「あのネクタイはいいですね。」と言われていた。金子先生の洋服やネクタイの趣味は相当なものであったと思う。

この出張の中で、ニューヨークに立ち寄ったとき、役所の方が、「今日はラーメンでもいかがですか。」と尋ねたところ、金子先生が、「そうですね、挑戦してみますか。」と言われていた。金子先生らしい返事の仕方だなと、つくづく感じた。

この出張の行き帰り、国際線の飛行機の機内で、金子先生は終始ニコニコされていたのを、今でも、よく思い出す。

IV

金子先生は、ミュンヘン大学のフォーゲル先生と共同研究をされ、ドイツのミュンヘン郊外で、移転価格税制に関する国際会議を開催された。日本からは、増井良啓さん、渋谷雅弘さん、駒宮史博さん、谷口勢津夫さんら、租税法の研究者が参加された。中里さんと私は、別途自分たちで旅費を準備するようにとの先生のお達しがあり、そのため、中里さんが、全部計画してくださり、JALの旅客機で、チューリッヒに到着した。二人で、ジュネーブ、スイス登山電車、ルツェルンなどをまわり、いろいろ楽しく過ごしたあと、空路、ミュンヘンに到着した。国際会議は3日間開かれたが、自分たちの報告の合間に、鉄道でミュンヘンに出て、ヒトラーで有名なミュンヘンのビアホールへ行き、会話がはずみながら、戻ってきた。この時は、中里さんの行動力の

おかげで、研究旅行において楽しみの多い経験であった。金子先生は、国際会議の企画を、財政面まで全部こなしておられ、たいへん多忙でおられたと思う。このときは、お手伝いより、何か、便乗したような感じであった。

V

そのあとは、国際会議としては、金子先生と中里さんで企画され、財務省の助成を受けて、カリフォルニアのモンレーという保養地で会議が開催された。日本の租税法研究者とともに、ラムザイヤーさんも参加されていた。会議場は、モンレーのホテルであったと思う。この企画の実行にあたっては、財務省の支援を受けて、その話し合いなど、準備段階から、金子先生と中里さんのお二人の尽力はたいへんであったと思う。金子先生と私の二人で、当時、シリコンバレーに勤めておられた、中里さんの弟さんのお宅へ呼んでいただくなど、ここでも、夜半まで、楽しく会話させていただいたのを思い出す。温暖なカリフォルニアの土地ならではの感じる。

VI

このあとも、金子先生とカリフォルニア大学のマクナルティ先生のお招きで、パークレイの国際会議にご一緒したことや、ハーバード・ロースクールのオリバー・オールドマン先生のお祝いに参加したことなど思い出される。

思い出は、あり過ぎると、書けないものだとつくづく実感する。こうして振り返ただけでも、租税法の発展や研究の国際化のため貢献された金子先生の存在の大きさを感じる。もう一度、外国出張にご一緒したかったと思う。

5 金子宏先生の思い出

岩崎政明 ● 明治大学大学院法務研究科教授・横浜国立大学名誉教授

I はじめに

金子宏先生が2022（令和4）年8月23日に91歳でご逝去なされた。前年の2021（令和3）年11月30日付で名著『租税法〔第24版〕』（弘文堂）が刊行されたとき、冒頭の序において、1976（昭和51）年の初版刊行以来、約45年間にわたり版を重ねてきた同書の単著としての刊行は、この24版をもって終わりとした旨が表明されていたので、心配をしていたところであった。金子先生は、2019（令和元）年に生誕の地である長野県上田市の名誉市民に推挙され、同称号の贈呈式が同年8月26日に開催された際、同書の将来の出版計画に触れ、できれば25版まで刊行できれば嬉しいとおっしゃっておられたのであるが、それを拝読することができなくなり、とても残念である。

この小文においては、私の租税法研究のはじめから現在に至るまで、金子先生から賜ってきたご指導とご厚情の一端を表すことにより、金子先生の温かさや大きさを記すこととした。

II 租税法研究の途へ

私は、1974（昭和49）年4月、旧東京教育大学を母体として、新構想大学として創設された筑波大学に第1期生として入学し、法律の勉強を始め、4年次生の時に、金子先生の『租税法〔初版〕』を使って、初めて租税法を勉強した。その後、1978（昭和53）年に同大学院博士課程（5年一貫制）に入学し、南博方先生の下、行政救済法の研究を始めたが、南先生から行政実体法の分野でも専門性を身につけるべきだとの指導を受けた。そして、おそらくは南先生がいわゆる学園紛争を機に、草創期の国税不服審判所の民間人審判官として勤務された経験があったためであろうと思うが、「金子宏先生を紹介してあげるから租税法を勉強するとよい」と勧められた。恐る恐る金子先生にその旨のお手紙を書いたところ、金子先生は快く面談の機会を作ってくくださった。

初めて金子先生に東京大学の研究室でお目にかかったとき、ちょうどその年に中里実さん（先生）が研究助手になったところなので、一緒にアメリカのケースブック（Surrey=Warren=McDaniel=Aultの編著である）を読みましようかと誘っていただいたほか、租税

法研究会と租税判例研究会（これらの研究成果は雑誌ジュリストに連載されている。）への参加をお認めくださった。私は、当時、ドイツ法との比較法研究を始めていたところであったので、アメリカ法を勉強し始めて非常に戸惑った。ドイツ所得税法とアメリカ国内歳入法典とでは、法体系が全く異なっているからである。また、アメリカ租税法を理解するためには多くの租税判例を読む必要があるが、当時は、租税法の専門用語の意味を解説する英和辞典がほとんどなかったので、判決文のコンテキストを前提に日本の所得税法の規定では何に相当するかを想像して理解するしかなかった。そのようなときに、アメリカ留学経験のある中里先生はアメリカ判例の探し方から読み方までとても懇切丁寧に教えてくださった。そのお陰もあって、なんとかケースブックとその元になっている判決文を読み解くことができるようになった。このことは今でも深く感謝している。

私は、大学院を修了後、当時は法学部に租税法の専任教員のポストがほとんどなかったため、しばらく大学の非常勤講師を務めていたのであるが、金子先生が心配をしてくださり、1984（昭和59）年に設立された当時の財団法人日本税務研究センター（「日税研」という。）における研究事業の補助と図書館整備の仕事をお世話くださった。金子先生は、武田昌輔先生・新井隆一先生とともに顧問格教授として、日税研の研究事業に関する研究会の企画運営等を担当しておられたからである。その研究成果は、「日税研論集」「税務事例研究」、そして機関誌「税研」に掲載され、現在にも引き継がれている。日税研は、当初、秀和浜松町交差点ビルにあり、私は週3日程度出勤して、内外の租税関係図書・雑誌の選書を行うとともに、「税研」に多くの記事を執筆させていただいた。こうした業務は、内外の租税法・租税政策の動向や背景を知るた

めに私としてはとても有益であった。また、当時の、織本秀實理事長、早田専務理事、本田事務局長には大変親切にいただいた。これも金子先生がご紹介してくださったお陰である。

Ⅲ 大学教員として

その後、金子先生のご推挙により、私は、愛知大学、富山大学において専任教員となることができたが、金子先生が東京大学を定年退官し、横浜国立大学に移籍なさった後、確井光明教授の転籍後のポストの教員として、私をご推挙くださった。そのお陰で、私は横浜国立大学経済学部兼大学院国際経済学研究所の助教授として、金子先生とご一緒に、租税法教育と大学行政の仕事を担当することができた。また、ミュンヘン大学のクラウス・フォーゲル教授を横浜国立大学及び慶應義塾大学の客員教授として招聘することができた折には、金子先生の国際租税法の授業に増井良啓先生とともに参加をすることができた。また、金子先生と西谷剛先生とが外部研究費を獲得して不動産課税の国際比較研究をした際にも、研究委員に加えていただき、学外のゲストスピーカーとともに研究会をし、また研究論文を執筆させていただいた（私が担当した研究成果としては、ジョーン・ヤングマン＝ジェーン・マルメ共編『土地建物税制の国際比較』の翻訳を横浜国立大学経済学部機関誌エコノミア47巻（1996年）1号ないし3号に3回にわたり掲載していただいた。）。そして、金子先生が横浜国立大学を定年退官をして学習院大学に移籍なさる際、最終講義に当たり、金子先生のご業績と学恩に対する感謝の気持ちを表す機会をいただいたのは、ありがたいことであった。

さらに、私が1999（平成11）年に横浜国立

大学から1年間の在外研究の機会をいただいたので、金子先生にご相談をした際には、ハーバード・ロースクールのオリバー・オルドマン教授に推薦状を書いてくださり、妻の川島いづみ（早稲田大学教授）とともに、客員研究員となることができた。金子先生のお名前は、ハーバード・ロースクールの多くの教授が知っており、そのお陰でハーバードではとても恵まれた研究、そして授業の聴講の機会を得ることができた。

このアメリカのロースクールにおける勉強は、帰国後、横浜国立大学大学院国際経済法学研究科においてJICA=JICEによるマスタープログラムとして、東南アジアの若手行政官を招聘して英語による日本法の授業をすることとなったときにも、とても役に立った。アメリカでのロースクールの授業の受講経験がなければ、英語による日本租税法の授業など私には困難であったらと思う。また、2004（平成16）年から、日本でもアメリカのロースクールをモデルとした法科大学院が設立されることとなり、法学部のない横浜国立大学においても、法学未修者教育を重視した法科大学院（大学院国際社会科学法務専攻）を開設することができたのであるが、私は租税法と行政法演習の授業を担当する際に、アメリカで体験した授業方法をアレンジして取り入れてみた。アメリカでは学部段階では専門的な法学教育は行われていないため、ロースクールの学生はいわばほとんどが法学未修者である。それを3年間かけて州の司法試験に合格できるだけの法律知識のある者に育て上げている。学生が努力することは前提ではあるものの、基礎から応用までの教育方法をどのように行うかは大切である。これを体験していたことは日本の法科大学院教育を担当するときにも大いに役立った。金子先生は、横浜国立大学の法科大学院のことも、ずいぶんお気にかけてくださって、様子

を聞いてくださった。また、外部評価委員になっていただき、意見書を書いていただいたりもした。残念ながら、横浜国立大学の法科大学院は学生募集を停止することとなったため、私は、明治大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）に移籍することとなったが、金子先生にその旨をお話しすると、とてもお喜びになり、励ましてくださった。

Ⅳ 社会活動について

金子先生からは、大学における研究教育活動以外にも多大なご高配を賜ってきた。税務大学校における研修授業の担当、公開講座の講演、各省庁における審議会、委員会、研究会等、税理士会や各種業界における研究会、検討会等への参加をお導きくださった。これらの経験は、私の租税法研究の幅を広げ、かつ理解を深めることにとても有意義であった。

私の租税法研究の出発点は、ドイツにおける経済的観察方法の理論的研究であり、その基本は、租税法の解釈適用に関する法学的な方法論の検討であったが、金子先生は、研究内容が余り抽象的論理的になりすぎないように、実際の経済取引を深く正しく認識し、それに対する私法の論理と整合性のある租税法解釈適用論を考えるべきだと指導してくださった。もちろん、金子先生独特のお優しい表現によるものではあったが、私にはとても深く刺さるものがあった。その後、金子先生がご紹介くださった、産官学の共同研究に関する各種お誘いは、実際の経済現象を深く正しく認識するためにとっても有益であったし、また、私が各種新種経済取引に関心を持ち、それに対してどのように租税負担を求めるのが適正公平なのかを研究テーマにしていることの基盤となっている。

V おわりに

私は、最初に述べたとおり、金子先生のいわゆる直弟子ではない。それにもかかわらず、本文で書いたように金子先生から身に余る光榮に浴すことができたのは幸福以外の何物でもない。とはいえ、このように金子先生がご厚情ご高配をくださったのは、私に対してだけでなく、萌芽期の租税法研究を志した多くの諸先輩や諸後輩に対しても同じではなかったろうかと思う。日税研において開催されたいわゆる金子ゼミに参加された税理士さ

んの中からも、多くの研究好きの税理士さんが育ち、今では税理士会において租税法研究教育活動に携わっておられる。そうした方々の中のひとりの代表として、私は本文を書かせていただいたにすぎないと考えている。

有為な人には分け隔てなく接し、支援することにより、租税法に対する関心を高め、法律学における地位を向上させることにより、租税法の発展に寄与された。それが、金子先生の学問的かつ人間的な大きさなのだろうと思う。

今回の追悼特集に執筆の機会を与えてくださったことに深く感謝するとともに、金子先生に心より哀悼の意を表したいと思う。

6 国際課税とシャウプ勧告 — 思い出と感謝

藤井保憲 ● 東亜大学大学院教授・元税務大学校長

金子先生に初めて親しく接する機会を持ったのは、今から40年余り前になるが昭和57年(1982年)7月、国税庁の国際課税問題検討会においてであった。当時、執行面でも課税の国際化への対処の必要性が高まり、国税庁内に少人数ではあるが国際課税担当部署が設けられ、その課長補佐として配属された私は外国駐在帰りのあいさつ回りもそこそこに当該検討会に参加し、金子先生にお会いすることとなった。

当時の検討会の当面する課題は、日本の自動車メーカーの米国子会社に対する米国の移転価格課税への対処であった。移転価格税制は、まだわが国には導入されていなかったが、国税庁としては、米国の移転価格課税により経済的二重課税が生じることを避けるために日本の自動車メーカーからの申請を受けて米国課税当局と相互協議を行うことが求められ、また相互協議で合意が成立すれば租税条約上の義務として巨額の税の還付を行うことが必要になるという問題が生じていた。

国内的にもまた国際的にも前例が乏しい中で、米国をはじめとする諸外国の移転価格課税の実情把握、租税条約の相互協議や対応的調整の仕組み・考え方の理解、国内法制で対応が可能かどうかの確認といった地道な作業が必要であったが、金子先生から多くの示唆を受けながら、少し時間はかかったが、日米

相互協議での合意、それに基づく米国での課税と日本での対応的調整という結果を導くことができた。日米税金戦争といった捉え方ではなく、国際課税ルールに基づく冷静な対応が必要であることが広く理解された結果であり、そこに至るまでの金子先生のご助力に深く感謝している。この間、金子先生は、移転価格税制をはじめ国際課税に関する多くの著作を発表され、これは国内の国際課税に対する関心や研究の広がりにつながった。こうした国際課税への理解の広まりと深まりは、日本における国際課税執行のあり方にも大いに資するものであったと考えている。

その後、上記の日米相互協議と並行する形で、わが国にも移転価格税制が導入され、私は室長として関係部局とも協力しながら、その執行体制のあり方を検討することとなった。この点でも金子先生からは多くの助言をいただいた。金子先生からは、特に、納税者にとっての対応の容易さ、課税当局にとっての執行可能性といった点への配慮が強調された。なお、経済的二重課税という用語は金子先生によるものであり、移転価格税制は経済的二重課税を排除することを伴って初めて完全なものになるという考え方は強く印象に残っている。

国税庁の国際課税の執行体制は、現在では、国税庁、国税局を通じ充実したものとなって

いる。そうしたわが国における課税の国際化の基礎作りの時期に、その理論面を支える存在として金子先生には極めて重要な役割を果たしていただいたと感謝している。

金子先生の思い出その2は、国際租税の研究団体であるIFA（国際租税協会）日本支部でのご活躍である。

現在の国際租税のルールは、民間からの要請を受けて1921年に国際連盟が4人の著名な学者を招き国際的な課税のあり方の検討を行ったのが嚆矢とされる。その後、ルール作りは各国の政府代表により国際連盟を通じて（戦後はOECD、国連も）行われることとなったが、IFAは、そうしたルール作りの最初の時期から、税の研究者、政府職員、実務専門家が世界中から自発的に集まって課税のあり方を議論し、その議論を国際課税のルールや各国の課税の仕組みに反映させる機関として機能してきた。

金子先生は、早くからこうしたIFAの機能の重要性を認識され、弁護士宮武敏夫先生等とともに長くIFA本部および日本支部の活動の中心となってこられた。IFAは、その設立経緯から欧米諸国が中心の組織であったが、金子先生は日本の研究者等が国際的な議論に積極的に参加することを奨め、また、毎年各国持ち回りで開催されている年次総会を日本で開催することに力を尽くされた。

平成19年（2007年）にアジアで初めて開催された京都でのIFA第61回総会においては、私は監事として部分的に参画しただけであったが、総会の招致、運営、スポンサー集め等すべての面で、京都総会の成功は金子先生のお力によるところが大きかったと認識している。なお、金子先生がご尽力された京都でのIFA総会開催を通じ、国内での国際課税研究者のネットワークが充実し、国内的に国際課税に対する関心と水準が飛躍的に高まったと感じている。

その後、私は、IFA日本支部の事務局の活動に本格的に参画させていただくようになり、金子先生から直接多くのご示唆をいただいた。特に記憶しているのは、ランチ・レポーターの選任である。IFAの年次総会では、毎回2つの主要議題が設けられ、そのそれぞれについて各国から推薦されたランチ・レポーターがランチ・レポートを作成し、それを基に議論が行なわれるのが常であり、そのランチ・レポーターの推薦が日本支部の業務の1つとされている。金子先生は、できるだけ多くの日本の研究者、実務家が、ランチ・レポーターとして国際的な議論の場に参加すること、そうしたことを通じて租税に関する国内の議論が国際的な議論から多くの刺激を受けることを望んでおられ、その立場から積極的なご意見をいただいたところである。

IFA日本支部での活動を通じて、金子先生からは、課税の問題は主権の制約の下でも各国共通する性格を有しておりそのため国際的な議論に関心を持つことが重要であること、問題解決のためには研究者だけでなく実務家、政府関係者を含めた幅広い議論が必要であることといった多くのことを学ばせていただいた。国際的な議論の水準を把握し、国際的な場で活躍できる多くの日本の人材に育て欲しいというのが金子先生のお望みになったことと考えている。

金子先生の思い出その3は、金子先生がその設立から租税法担当として関わってこられた東亜大学大学院での思い出である。同大学院は下関に本拠を置く通信制大学院であり、学生は、著名な法律学者による法律科目を専修するとともに租税法について幅広く学習することが求められている。

私は誘われて同大学院で金子先生とご一緒に学生を指導することとなったが、金子先生は、学生を指導することを楽しんでおられた

ように記憶している。先生の学生に対するおちやめな一面も印象に残っている。また、同大学院のスクーリングは以前下関の本校で実施されていた（最近では東京で行われることが多い）が、スクーリングの度に下関の海岸にあった金子先生お気に入りの回転寿司のお店にご案内いただいたことを懐かしく思い出している。

金子先生からは、しばしばシャウプ勧告についてお話を伺う機会があった。シャウプ使節団は戦後の日本の税制について勧告するため米国から派遣され、約3か月半にわたって日本各地でヒアリングをするなどわが国の税制や課税の現状を調査・検討した上、勧告を行っている。同勧告は、金子先生の著書でも、論理的に首尾一貫した公平な税制の確立を勧告したものと評価されており、その後のわが国税制の基礎となったものであるが、税制だけでなく税制実施のための環境整備についてきめ細かく指摘している点に特徴があると考えられる。特に、当時のわが国の実情を踏まえ、納税者が記帳を基に自主的に納税できるようにすることの必要性が強調され、さらに広く民間の税の研究・教育が進み国民が真に税あるいは税制について理解することの重要性が

指摘されている。

東亜大学大学院の修了生は、大学院修了後税理士として活躍される方が多いが、金子先生はよく「考える税理士であれ」という趣旨のお話をしておられた。これは、税理士のような税の専門家が国民の税の理解を深めるために果たす役割の重要性を認識したお言葉であったと思われる。また、金子先生は、その著作である『租税法』が、中国等でも研究書としてだけでなくレベルの高い包括的な内容をカバーする「教科書」として高い評価を受けていることを喜んでおられた。こうしたことから、金子先生は、大学院での学生の指導を通じ、シャウプ勧告の指摘する税法に対する国民の理解水準の向上という課題を、専門家教育という観点から実践しておられたのではないかと考えている。

以上、金子先生には長年にわたり、様々な場でご指導いただいた。本稿を書きながら改めて金子先生が、偉大な租税法研究者でありながら、租税法を国民のものにするという理想の実践者であったと感じている。いただいたご厚誼に心から感謝申し上げたい。

金子宏教授の思い出

神津信一 ● 日本税理士会連合会顧問・名誉会長

先生との出会い

2011年、私が東京税理士会（以下「東京会」といいます）会長に就任した年に、若年会員の中から税理士会の将来を担う幹部候補生を育成しようと、セミナーとレポート、グループディスカッション方式による年間50名限定の、税理士会員向け講座（通称「A-Zセミナー」）を企画しました。

租税法の講師は金子宏先生にお願いしました。講座では、租税法のほかにも、行政法、憲法、民法、更には衆議院法制局による法律作成のお作法まで幅広く扱い、「キラ星のような大家」による税理士垂涎の内容でした。

金子先生の講座を受講できた税理士は幸せであったと確信します。先生の魂から絞り出される小さなお声に耳をそばだたせ、一言一句聞き漏らさない集中力で過ごした時間は寶石のような時間でした。

金子先生とは以前にも東京会の研修講座でお会いしていましたが、大勢の中で名刺交換をさせていただきただけであるのに、次にお

会いした時は「神津さん」と声を掛けていただいたのは感激しました。天下の金子宏先生が自分の名前を憶えてくださっている。ズキーンでした。

金子先生と租税法—私とのご縁を含めて

税理士会会長は毎年新年号会報で新春対談を行います。私の時は金子先生に白羽の矢を立ててお願いしたところ、東京会会長時代と日本税理士会連合会（以下「日税連」といいます）会長時代の2回、快くお引き受けいただきました。（東京会会報2013年1月号）（日税連会報2016年1月号）

先生は長野県上田市のご出身、上田市を代表する地域の有名企業「シナノケンシ⁽¹⁾」のご一族です。

私は父が長野県佐久市出身で先生は私の叔父に当たる画家神津港人⁽²⁾氏のことをよくご存じで、バラの花の油絵がお好きであるとか、私との雑談の中で思い出を語られました。そのような信州つながりもあり対談はスムーズに進みました。

(1) シナノケンシ株式会社1918年創立、本社長野県上田市。シルク事業から起業して、現在ロボット、人工衛星向け制御装置まで製作する電子機器製造事業者。海外にも幅広く事業展開。資本金6億5千万円。年商514億円、社長金子行宏氏。

ご出身の上田中学は戦争中にもかかわらず英語教育に熱心で、担任の先生の影響もありいい環境下で英語の勉強ができたことも功を奏し、東京大学法学部に進学されました。

大学ご卒業と同時に助手となり、最初は行政法の勉強をなさったそうです。恩師の杉村章三郎⁽³⁾先生が租税法も担当されたこともあり、そのご縁で租税法を専攻することとなり、今日に至ります。

シャープ博士とのご縁が強く、助手としてシャープ勧告に触れたこともあり、星の導きのような形でニューハンプシャーのご自宅に招かれ、さまざまな問題について教えを受けたことを伺いました。

そのようなご縁で、日本に独立した法分野としての租税法の本格的な研究と教育が始まるきっかけとなったことなど、優しい眼を輝かせてお話してくださいました。

聞き入るうちに、私もシャープ博士とお目にかかり、自宅に招待されているかのような錯覚に陥るかのような素晴らしいお話でした。

今日の我が国の租税法の萌芽期からのお話を、金子先生から直接拝聴することができたのは、私も歴史の伝承者であるかのごときであり、同時に栄えある金子門下生の一員になれたと勝手に思い、誇りに思えた瞬間でした。

租税法というといかにも難しい印象を持たれがちですが、政治学の丸山眞男⁽⁴⁾先生の言葉を引用されて「学問とは遊びの要素が必要」とおっしゃり、面白いことを取り入れることがアイデアとして必要であるこ

となど、ご示唆に富んだお話を聞き、時の経つのを忘れました。

国と納税者をできる限り 対等な関係に

2013年の日税連会報での対談では、国税通則法の税務調査手続等を含む大規模な改正が行われた時期であり、この評価について先生にお聞きすることができました。

まず税理士会の意見が反映された、前向きな画期的改正であったとお言葉をいただき、納税者の権利の拠りどころとなる「事前通知制度」(74条の9)が創設されたこと、「更正の請求」の期間が国側と納税者側で公平となったこと、等々の高い評価をいただきました。

先生は前述杉村章三郎先生の「租税をめぐる納税者と国の関係は、公法上の債務関係である」を引用されて、国の側が圧倒的な力を持った関係であった、と述べられて、付け加え、しかし、今回の改正は、「対等になりうる方向にグイっと舵を切ったといえるでしょう」とまで誉めていただきました。

さらには、金子先生が最初の講義の口火を切っていただいた、A-Zセミナーの近況についてのお尋ねがあり、おかげさまで順調に推移している旨をお話したところ、とても喜んでいらっしゃいました。

なお、セミナーは現在も順調に継続しており、東京会と支部の役員人材の育成に貢献しています。これも金子先生の遺産の一つとし

(2) 神津港人(こうづ こうじん)氏は、日本の洋画家。長野県北佐久郡志賀村(現佐久市志賀)出身。神津豊助の次男。1912年東京美術学校卒業。1889年12月21日生～1978年4月7日没。

(3) 杉村章三郎(すぎむら しょうざぶろう)氏は、日本の法学者。法学博士。専門は行政法・租税法。東京大学名誉教授、青山学院大学名誉教授。1900年9月7日生～1991年12月2日没。

(4) 丸山眞男(まるやま まさお)氏は、日本政治思想史家、東京大学名誉教授。1914年3月22日生～1996年8月15日没。

て大事に育ててまいります。

税理士制度の役割

対談の中で、申告納税制度と税理士の役割についてお聞きしました。

先生は、「申告納税制度は、昭和22年所得税・法人税等の直接税の分野で採用され、導入の目的は、納税者の激増に対処するための制度であったともいえるが、納税者が自らの税額を自ら計算して納付するという、民主的な租税の考え方にふさわしいものであると考えられていました。」と述べられました。

しかし、理想と裏腹になかなか定着しませんでした。そこに昭和24年シャープ使節団の来日があり、シャープ使節団はその勧告において、1) 納税者の税務代理について改善を求め、2) 税務代理士制度の重要性と税務代理士の水準を高めることを求め、3) 税務代理士の業務独占の勧告を行いました。

この勧告に基づき昭和26年から、税務の職業専門家として税理士法が制定され、今日に至っており税理士制度が確立されたのです。

シャープ勧告の注目すべきところは、税務代理士制度の重要性と、税務代理士における申告水準の改善が必要であることを強調のうえ対策を勧告し、税務代理士の業務独占を推奨していることにあります。本勧告に基づき、税務の職業専門家として、税理士法が制定されたとシャープ勧告から税理士法制定までの流れを整理して述べていただきました。

今では8万人を超える税理士が難関な資格取得試験をクリアしてその水準は高く維持されており、我が国の申告納税制度を支えています。

税理士制度の申告納税制度における役割は今日重要な位置を占めていますが、その原点は税務代理士法から税理士法に進化させた

シャープ勧告にあり、その流れにつぶさに同行され我が国の租税法を完成させられた金子先生のご尽力にあることを、直接お聞きすることができました。

日税連税制審議会

日税連においては、会長の諮問機関であり、税制のあり方を提言する「税制審議会」の委員として1978年からご尽力いただき、1987年からは同審議会の会長をお務めいただきました。税制審議会は、学識経験者及び税理士によって構成されており、単年度ごとに発せられる諮問に応じ、税制並びに税務行政全般について調査・審議を行い、その結果を答申しています。この答申は、日税連が毎年、関係省庁に提出する税制改正建議書に反映されており、近年では、令和5年度税制改正において、税制審議会の答申の内容がベースとなり、相続税・贈与税の見直しが行われました。住澤主税局長からも「日税連税制審議会答申の趣旨は、相続税改正に反映させていただきました」とのお言葉をいただいた時は、飛び上がりました。

税制審議会の答申は、財務省や国税庁の関心も高く、税制改正において大きな影響力を有していると自負していますが、このような今日の地位を築くことができたのも、すべて40年以上にわたりご尽力いただいた金子先生のおかげです。

「日本税理士会連合会・金子宏賞」の創設

第二次世界大戦後に全土が焦土と化し、国土だけでなく国民の抛りどころとすべき憲法・法律も経済も焼け野原となった我が国に、租税法学の礎を築き、租税研究に多くの功績

を残された故・金子宏先生を顕彰すべく、2023年7月の日税連総会より、申告納税制度・税理士制度の発展に寄与した者に対して授賞を行う制度が創設されました。第1回、第2回は日税連のシンクタンクである税制審議会でも長いこと金子先生を支え、意見書を取りまとめられた小池正明税理士、上西左大信税理士が受賞の栄に浴されましたが、学者・民間人と幅広く顕彰する予定です。

先生のご存在があられたからこそ、今日の申告納税制度とそれを支える税理士制度があることは言うまでもありません。

そのことを常に税理士会の各事業年度の事業履歴に加えるべく、金子宏賞を創設いたしました。時代がどのように変化しようとも、この制度がリマインダーの役目も果たし、申告納税制度を堅持することが我が国租税制度と税理士の原点であることを確認できることは重要です。

今回、日本税務研究センターより原稿依頼があり、本稿を寄稿させていただける榮譽に浴しましたことにお礼を申し上げます。

金子宏先生のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

*

*

*

〔参考文献〕

1. 東京会会報「東京税理士界」新春対談（2013年1月号）
2. 日税連会報「税理士界」新春対談（2016年1月号）



第1回A-Zセミナー終業式



金子宏先生と『租税法17版』を挟んで

8

金子宏先生と故郷，上田

金子元昭◎ ASPINAシナノケンシ株式会社代表取締役会長

金子宏先生の故郷，長野県上田市在住の私が先生の少年時代のこと，また，上田市の名誉市民を授与されたこと，そしてご逝去に際して市民葬が執り行われたことなどをご紹介します。

まず先生と私の関係ですが，先生のお父上，金子亮平氏の兄である金子行徳が私の祖父で，先生は私の大叔父に当たります。先生のご実家と私の祖父の家は同じ集落にあり，私の父と叔父は先生と年齢が近かったこともあり，生涯，親しくお付き合いさせていただいておりました。私は1971年（昭和46年）に東京大学経済学部に進みましたが，学部が異なっていたため先生とは学校での関係はありませんでした。その後，1976年（昭和51年）に先生がハーバード大学に来られた際，米国留学中だった私は夏休みにボストンに出かけ，先生にお目にかかり，お話を伺う機会を持つことができました。その年は米国建国200年に当たり，国中で色々なお祝い行事があり，古都ボストンも賑わっていました。先生との会話にはそのようなお祭りに関するものは全くなく，勉強することの大切さを強調されました。

先生は1930年（昭和5年）11月に現在の上田市殿城で父，金子亮平，母，とらの次男としてお生まれになりました。子供の頃は3人の姉の後ろについて行く少年だったとのこと

です。生地の上田市殿城，赤坂集落は標高700mの山間集落で，農業が中心でした。当時は子供達も重要な労働力だったのですが，先生は無類の勉強好きで，農作業の手伝いは免除されていたとのこと。

先生は上田市の現在の上田高等学校に入学され，戦後の学制改革を経て1949年（昭和24年）当時の上田松尾高等学校を卒業され，東京大学に入学されました。高校時代は戦争末期で学校にも軍人が常駐していて，色々な摩擦があったようです。2000年（平成12年）に発行された『上田高校100年史』には先生の同級生が寄稿されており，自決の方法を訓練されたとの記述もあり，大変な時代だったようです。そのような中でも先生は学業に専念されていたとのこと。私の祖父，金子行徳が上田高校同窓会の理事長をしていた時代に，当時の上田高校の校長が「金子宏君は自分が見た中で最も優秀な生徒だ。」と絶賛していたとのことでした。上田高校でも有名な勉強好きの秀才だったようです。戦後の混乱していた時代の中でも勉学に励み，大学入試にも万全の状態でも臨まれたのだと思います。信州にいる先生の親族の皆さんに先生の印象を伺いましたが，いずれも「勉強好き、真面目、温厚、優しい」で共通していました。私も全く同じ印象で，常に落ち着いた，温厚な先生でした。

大学進学後はずっと東京におられたことや、ご専門が地元とは関係がないことなどから、先生と地元との関係は濃密なものではなかったようですが、親族がたくさんおられたので、折に触れて帰省され、私の祖父宅にも何度もお見えになりました。その都度、温かい笑顔でゆっくりとお話しされていた記憶が強く残っています。お兄様が早くお亡くなりになったため、ご実家は先生が継がれましたが、東京での生活がおありのため、しばらくはお使いにならない時期がありました。その後、東京のご自宅では大量の書籍を保管できないため、ご実家を改築され、書庫としてお使いになっていました。

2012年（平成24年）に文化功労者、そして2018年（平成30年）に文化勲章を受章され、地元の上田市では祝賀ムードが一気に盛り上がりました。上田市出身では初めての文化勲章受章者のため、上田市長から名誉市民にとの提案があり、翌2019年（令和元年）8月26日に先生にも上田市にお越しいただき、名誉市民称号贈呈式が執り行われました。地元メディアの東信ジャーナルは次のように報道しました。

「上田市は26日、新たな上田市名誉市民となった文化勲章受章者で東京大学名誉教授、金子宏氏（88）＝東京都文京区＝への『称号贈呈式』を市役所で行った。（中略）式典では、多くの来賓、親族、殿城の関係者らが集まる中、上田市で3人目の名誉市民となった金子氏が入場。式辞で土屋陽一市長が『地方税法の公平・適正な課税に影響を与え、地方自治にも貢献した。上田市出身者が文化勲章を受章されたことは、上田市民にとって大きな誇り。卓越した功績を名誉市民の形で市民の皆さんと祝福することができたことは喜ばしく、令和の新時代を迎えた上田市にとって希望にあふれること』と語り、名誉市民証書の朗読、称号のメダルや記念品を贈呈した。（中

略）金子氏は『盛大な授与式を開催していただきありがとうございます』と関係者全員に感謝の言葉を述べ、殿城での子どもの頃の思い出から、租税法を研究した経緯、戦後のシャープ勧告による税制の抜本的な改革などを語った。著書の租税法について『租税法の体系、基礎理論を発表し、昭和51年に第1版を刊行した。現在体調を崩しているが、24版、できたら25版も出したい』と語り、会場をわかせた。『日暮れて道遠し。一つの学問分野を研究すると、やることが次々と出てくる。果てしなく目の前に荒野が広がる感じがする。若い人の研究のアドバイス、長い論文は困難なのでアイデアをエッセイのような形で書きたい』と語った。』

贈呈式後は上田市内で先生と親族の会食が行われ、先生を囲んで楽しい時間を過ごすことができました。しかし、残念なことに2022年（令和4年）8月23日に先生の訃報が届きました。私もご葬儀に参列致しましたが、安らかな顔を拝見して、長いお付き合いの記憶が一気によみがえり、悲しみと喪失感を味わいました。上田市でもこのニュースは大きく報じられ、上田市としても先生のご逝去を悼む会を持ちたいとのことで、翌2023年（令和5年）3月17日に市葬が行われました。東信ジャーナルの記事をご紹介します。

「上田市は17日、昨年8月23日に91歳で死去した、上田市名誉市民で文化勲章受章者、金子宏氏を偲ぶ市葬をサントミュージゼで行い、葬儀式とお別れの会で市民らが参列した。会場前には数々の金子氏の足跡を表した写真、著書『租税法』などが展示され、特定の宗教によらない献花方式で、祭壇には金子氏の遺影とたくさんの花が飾られた。

葬儀式には、遺族や市内各種団体の代表者らが出席した。全員で黙とうの後、葬儀委員長の土屋陽一市長が『我が国の公平、中立、簡素な租税制度の構築に寄与された。顕著な

功績から平成24年に文化功労者、平成30年には文化勲章を受章、いずれも上田市出身者として初の快挙。市では極めて顕著な功績から、議会のご決議をいただき、上田市合併後、3人目となる上田市名誉市民の称号を贈呈した。金子先生の多大なご貢献に敬意を申し上げ、深く感謝します』と追悼の辞を述べた。(中略) 追悼映像や指名献花を行い、遺族代表で妻の金子敦子さんが『ありがとうございます。亡き夫も喜んでいると思います。仕事が忙しかった頃は、年に1度帰郷できるかどうかの状態でしたが、退職後は殿城の実家に1、2泊しながら庭の手入れをするのを楽しみにしていた。このように市葬を開催していただき感謝しております』と謝辞を述べた。

葬儀式の後、一般市民のお別れの会も行った。」

先生を含むご家族のお墓は、上田市の瀧水寺にあり、我が家の墓地と同じ場所です。山間の美しく、落ち着いた環境ですので、先生も安心してお休みになられていると思います。我々親族は先生の慈愛に溢れたご指導を心に刻み、先生が愛された故郷を守って参ります。

まとまりのない文章で誠に恐縮ですが、上田市で初めての文化勲章受章者としての先生が子供の頃から勉強好きで真面目な学生だったことをご紹介します、筆をおかせていただきます。